

絶対に許すな 子供への性犯罪

児童買春や児童ポルノの製造等の
子供への性犯罪は、
子供の人権を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。



18歳に満たない子供に対する性犯罪は、
仮に子供からの同意があったとしても
重い刑罰が科されます。
また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん
所持しているだけでも処罰の対象となります。

児童買春
児童ポルノ
JKビジネス

STOP! 子供の性被害



unicef 

警察庁



ECPAT / STOP Japan

協賛： 一般社団法人
日本レジジャーホテル協会